

枚方市・京田辺市

可燃ごみの広域処理に関する基本合意書

枚方市、京田辺市は、可燃ごみの広域処理に関する基本的事項について、下記のとおり合意する。

記

1 可燃ごみの広域処理の枠組み

枚方市、京田辺市は、穂谷川清掃工場第3プラントと甘南備園焼却施設の後継施設を共同して建設し、ごみ処理を行う。

2 ごみ処理施設の建設地

今回のごみ処理施設の建設地は、京田辺市内とする。

また、次のごみ処理施設の建設地は、枚方市内とする。

3 可燃ごみの広域処理に向けた協議会の設置

両市による協議会を平成27年度に設置する。

4 その他

本合意書に定めのない事項及び本合意事項に疑義が生じた場合は、枚方市、京田辺市で協議の上、決定するものとする。

この基本合意の証として、本書2通を作成し、枚方市、京田辺市において、署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年12月24日

枚方市大垣内町2丁目1番20号

枚方市

市長

竹内 脩



京田辺市田辺80番地

京田辺市

市長

石井 明三

